

千葉大学教育学部附属特別支援学校

学校いじめ防止基本方針

令和7年改訂版

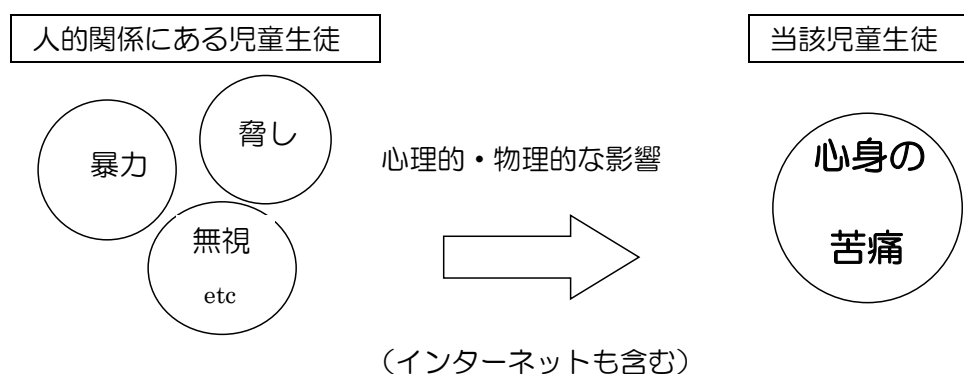
本基本方針は、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」の第13条にもとづき、策定したものである。

【第十三条】

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。



I いじめ問題に関する基本的な対応方針

1. 障害のある児童生徒が安心して社会生活・学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにしなければならない。
2. いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、職員、保護者、全校の児童生徒が認識しなければならない。
3. いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護するため、国、大学、学校、家庭、その他関係機関が連携して対処しなければならない。

Ⅱ いじめの未然防止のための取組

1. いじめの未然防止のための取組

① いじめ防止対策委員会を設置する。

【役割】

- ・本校のいじめ防止対策基本方針の策定、評価、見直しを行う。
- ・いじめ事案（疑いも含む）が発生した場合の対策を講じる。

【校内いじめ防止対策委員会のメンバー】＊既存の校内支援委員チームと同じ

校長	副校長	教務主任	小学部主事	中学部主事	高等部主事
養護教諭	生徒指導主事				
(スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー その他関係する職員等)					

② いじめが発生しない安心安全な土壌をつくる。

- (1) 学校は、児童生徒が「今日に満足し、明日を楽しみに待つ」学校生活となるための授業や活動の充実に努める。
- (2) 学校は、人と人のかかわりを大切にし、職員も、児童生徒も共に学校生活を送る大切な仲間である気持ちや態度を育てる。

③ いじめの早期発見に努める

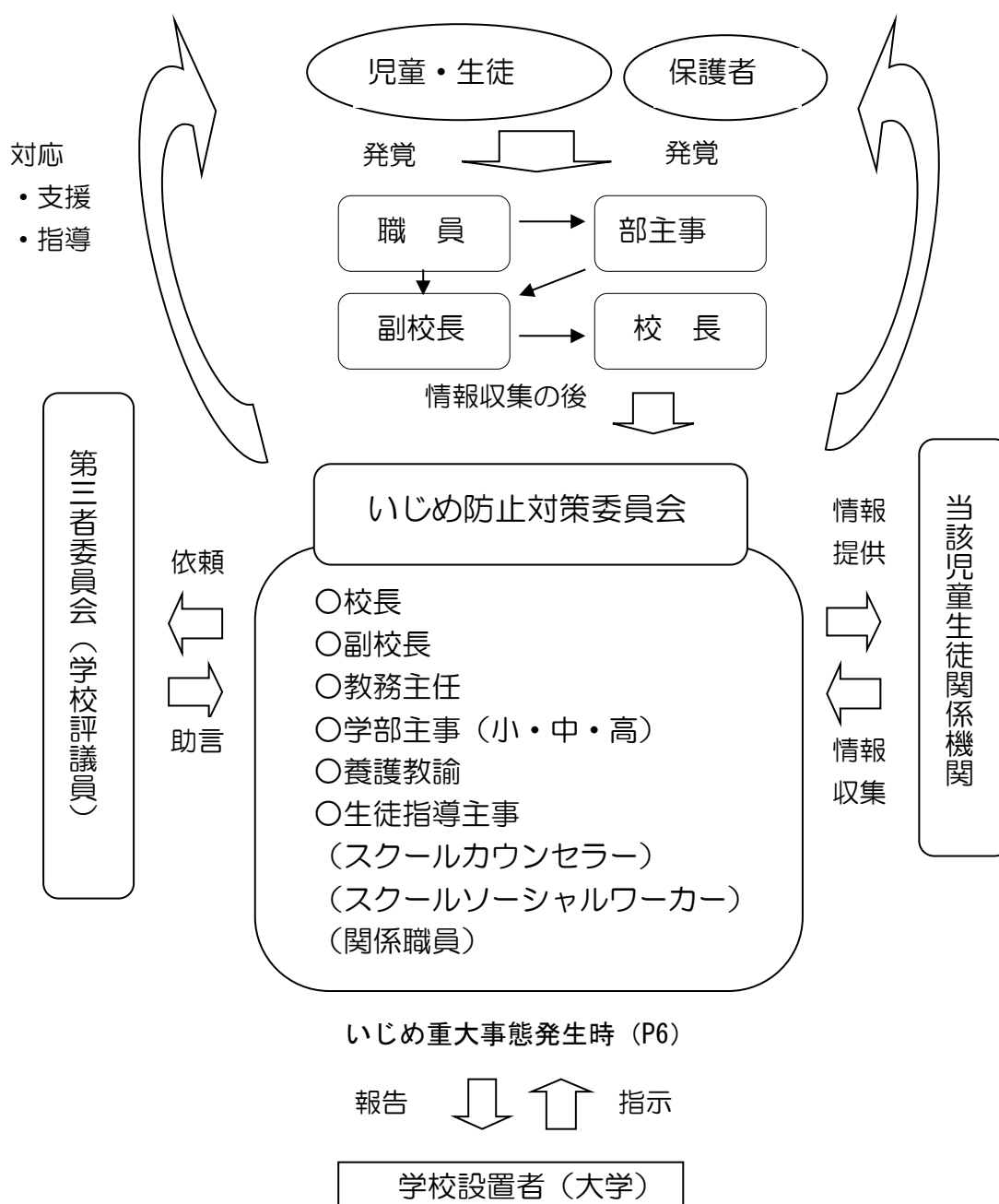
- (1) 学校では、子どもの行動や変化に注意し、変化に気づいた場合は、職員同士で情報を共有しながらその原因を探る。(いじめによるものか、その他によるものか)
- (2) 家庭での様子の変化については、連絡帳等で情報を交換し、その原因を探る。(地域内のいじめにも注意する)

2. 各年度の「いじめ防止対策年間実施計画」に盛り込むべき内容

- ① 児童生徒の日頃の様子を職員で確認をする定例会議（学部会、いじめ防止対策委員会、経営委員会、職員会議）の日程。
- ② 本人・保護者から児童生徒の様子を聞き取る定例の面談（個別面談、進路面談）の日程、「学校生活アンケート」の実施時期。
- ③ 当該年度の「いじめ防止対策基本方針及び年間実施計画」を決定する「校内委員会」の日時と職員や保護者に周知する場と日時。
- ④ 「いじめ防止対策基本方針及び年間実施計画」の検証の時期・方法。
- ⑤ いじめ防止に係る校内研修の時期・内容。

Ⅲ いじめ問題・相談窓口体制

1. いじめ対策の校内組織 (組織図)



2. 校内各組織及び各教員の職務

- ① 校長（副校長）
 - いじめ防止対策委員会の招集
 - 教育学部・千葉大学法人本部への報告と折衝
 - 警察、関係機関との折衝又は教員への折衝の指示
 - 懲戒・出校停止等の処分の決定
- ② いじめ防止対策委員会
 - 「いじめ防止対策基本方針」の点検と見直し
 - 「いじめ防止対策年間計画」の決定
 - いじめの認知と解決のための具体的な方策の協議
 - 再発防止のための手立ての協議
 - 日頃の全校児童生徒の状況の把握
 - 未然防止のための対応の協議及び指示
- ③ 学部会
 - 日頃の学部児童生徒の状況の把握
 - 未然防止のための対応の協議（いじめ防止プログラム、教育活動等の検討）
- ④ 学級担任
 - 日頃の学級児童生徒の状況の把握と早期発見
 - 学部主事や学部会での報告
 - いじめ発生時の当該生徒や保護者からの情報収集
 - いじめ事案に関する具体的な対応

3. 生徒（児童）及び保護者からの相談窓口

- ① 基本的には学級担任とする。
- ② 場合によっては、スクールカウンセラー等、当該者にとって適切な職員が対応する。

Ⅳ いじめの早期発見・早期対応

1. 早期発見のための方策

- ① 日頃の児童生徒の様子を注意深く観察するとともに、保護者との連絡を密にして、些細な変化を見逃さないようにする。
- ② 変化に気づいた職員は、些細なことでも、関係者に連絡・相談をし、その原因把握に努める。
- ③ いじめが疑われる場合は、学部所属職員は部主事へ、学部所属以外の職員は副校長へ迅速に報告をする。

2. いじめの個別事案の生じた場合の対応手順と留意点

- ① いじめ（疑いも含む）を把握した担任は、速やかに学部主事へ報告し、主事は、副校長、校長に報告をする。学部所属以外の職員は副校長へ報告。
- ② 校長は、事実関係の把握を指示し、いじめ防止対策委員会（以下「校内委員会」）により今後の対応を図る。
- ③ いじめの内容が「重大事態」の場合は、大学へ報告し、以後大学の指示に従う。
- ④ 「重大事態」以外のケースについては、校内委員会で今後の対策について話し合う。ケースの内容によっては、保護者、関係機関、第三者委員（学校評議員）を含めたケース会議を開催し、適切な対応を検討する。

3. 学長（設置者）への報告

いじめの内容	学長（設置者）に報告※
①いじめと認知される行為がある程度の期間に及んでいる場合 ②いじめが原因であると主張する不登校が続いている場合（年間30日未満） ③いじめが原因であるとして転校等を本人・保護者が検討している場合 ④その他、いじめの重大事態に発展する可能性が懸念される場合	校長の判断により報告
①いじめを原因とする不登校が年間で30日を超えている場合 ②児童生徒が自殺を企図した場合 ③児童生徒が身体や金品等に重大な被害を負った場合 ④児童生徒が重大な精神的被害を受けた場合 ⑤児童生徒や保護者からいじめによって重大事態に至ったと申し立てがあった場合 【重大事態】 ・いじめにより当校学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき ・いじめにより当校学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき (いじめ防止対策推進法第28条第1項)	情報収集後速やかに報告

※学長への報告は、別紙様式「いじめ発生報告書」を提出する。

※重大事態の発生時には、事項「Ⅴ 重大事態への対応」の手順に従う。

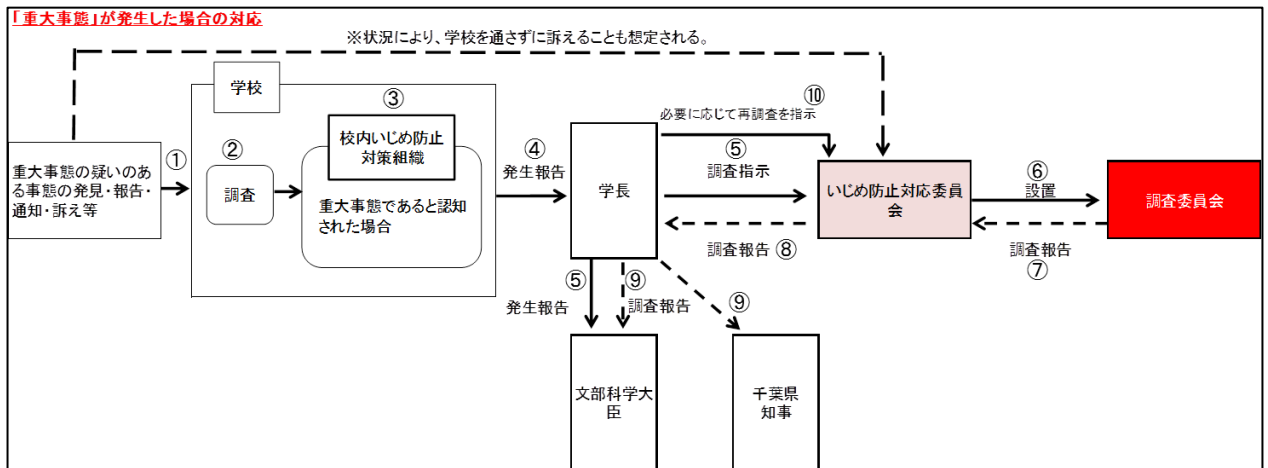
V 重大事態への対応

1. 重大事態が生じた場合の対応

重大事態が生じた場合の対応は、「国立大学法人千葉大学における教育学部附属学校いじめ防止対策等に関する規程」に基づき、学長の判断に応じて対応する。

2. 重大事態が生じた場合の流れ

- ① 校長は、重大事態が発生した場合は、速やかに教育学部長及び学校設置者である学長に報告する。（本部担当：企画総務部職員課）
- ② 学長は、「国立大学法人千葉大学における教育学部附属学校いじめ防止対策等に関する規程」に基づき、速やかに「いじめ防止対応委員会」に調査を付託する。また、「いじめ対応委員会」から提出された報告書を千葉県知事及び文部科学大臣に提出する。
- ③ 「いじめ防止対応委員会」は、「調査委員会」を設置する。
- ④ 「調査委員会」は、重大事態に係る事実関係を明らかにするために必要な調査を行い、事実関係を書面で「いじめ防止対応委員会」に報告する。
- ⑤ 「いじめ防止対応委員会」は、「調査委員会」から提出された報告書を審査し、書面で学長に報告する。
- ⑥ 学長、教育学部長及び校長は、重大事態への対処及び再調査が必要となった場合の対応並びに同種の事態の発生の防止のために必要な措置等について、「いじめ防止対策推進法」等に沿って適切に行う。



3. 重大な事案に対する警察への通報・相談及び懲戒・出校停止等の処分の決定について

- ① いじめを与えている児童生徒の行為が犯罪行為、または暴力行為として取り扱われるべきものと認められる場合、校長は学校設置者（千葉大学）と協議の上で、警察へ相談する。
- ② 重大ないじめの事案が生じた場合、被害者又は加害者にとって有効な対策の一つとして考えられる場合は、校長は学校設置者と協議し、懲戒・出校停止等の処分を決定する。

(別紙様式)

令和 年 月 日

いじめ発生報告書

千葉大学教育学部附属〇〇学校

確認日時 令和 年 月 日 () 時 分	
いじめを受けた児童生徒	いじめ事案に関わった児童生徒
クラス 年 組	クラス 年 組
生年月日 H 年 月 日生 歳	生年月日 H 年 月 日生 歳
具体的内容 ・「いじめ」と思われる行動の内容 ・対応（指導）の経過など	
報告者	